

国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業
における共催団体企画案等の審査にあたって

「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業における共催団体募集要項」(平成25年5月16日各団体等に配付、以下「募集要項」という。)に記載の内容に従い、下記の各要件を満たすことを観点として、審査を実施する。

【要件1】

男女共同参画の推進に資するテーマに関連したものであること。(募集要項2.(1))
(募集要項にはテーマ例として、第3次男女共同参画基本計画に準拠した標準的なテーマ例を示している)

【要件2】

事業の主催者として、内閣府・連携会議のほか、以下の組み合わせによる団体等が共同で務めるものであること。なお、連携会議構成団体は、その傘下組織や地方支部等が実施主体になることでも可。

- ① 複数の連携会議構成団体
- ② 連携会議構成団体及び外部の団体
- ③ 単一団体の主催であるが、後援等により他団体との連携協力が見込まれるもの
⇒要件2については、①、②、③の順で上位に審査対象とする。

(募集要項2.(2)及び3.)

【要件3】

事業において実施するセミナー・シンポジウム等は、当該団体の構成員・関係者だけでなく、広く一般を対象として実施していること。(募集要項2.(3)前段)

【要件4】

一般に対し周知・参加呼びかけを行う有効な手段を講じたものであること。(募集要項2.(3)前段)

【要件5】

事業において実施するセミナー・シンポジウム等の実施結果・成果を検証し、テーマに関する参加者の問題意識、事業に対する参加者の評価、今後の改善すべき点を事後的に明らかにする体制を有すること。(募集要項2.(4))

【要件6】

内閣府にて負担する経費として、適切な分類・必要個数等の見積りが明示されていること。謝金・旅費・宿泊費は、内閣府規定に定める金額に準拠していること。(募集要項4.)

【付加要素】

周知・参加呼びかけにおいて、男性の参加を促進するための工夫がなされることが望ましい。(募集要項2.(3)後段)

国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業 における共催団体募集要項

1. 趣旨・目的

男女共同参画推進連携会議（以下「連携会議」）は、男女共同参画社会づくりに関し、情報・意見交換等の連携を通し、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進することを目的に、セミナー・シンポジウム等を内閣府との共催により実施しています。

内閣府男女共同参画局では、男女共同参画社会づくりに資するテーマに関連したセミナー、シンポジウム、これらに類する研修会・学習会・出前授業等の開催や、これらの会合に合わせて作成した普及・啓発用の教材等の開発を実施することにより、連携会議構成団体・地域版男女共同参画推進連携会議、その傘下団体、企業、個人だけでなく、一般の人々が、男女共同参画の推進課題に関する理解を深めることが重要であると考えています。

また、理解推進のための諸活動実施を通し、連携会議構成団体間や、活動に協力する各種団体等との連携が一層進むことにより、各団体の活性化と男女共同参画社会づくりの推進力向上が期待されると考えています。

以下の2. (1) に掲げるテーマ例のように、男女共同参画の推進に資するテーマのうち、少なくともいずれかに関連した趣旨・テーマとしたセミナー・シンポジウム等を開催する団体を募集します。

なお、これらの趣旨・テーマ以外であっても、男女共同参画の推進課題となるテーマがある場合は、その内容を精査した上で、本募集の対象に含めることとします。

2. 応募要件

以下の(1)～(4)を満たすこと。

(1) 男女共同参画の推進に資するテーマに関連したものであること。例えば、以下を内容としたものであること。

(テーマ例)

【女性の活躍による経済社会の活性化】

- ・女性の継続就業・再就職の取組
- ・女性の起業推奨のためのロールモデル
- ・各界各層横断的な女性リーダーを目指すネットワークづくり
- ・農山漁村における女性の活躍

【復旧・復興へ向けての女性の活躍】

- ・復興に関する検討、まちづくりのプロセス等に関する女性の参画拡大
- ・被災地の多様なニーズ・女性の様々な悩みを教訓とした今後の取組
- ・復興の担い手としての女性の活躍促進

【ポジティブ・アクション】

- ・組織のトップ層・管理職による意識の改革と積極的な取組の働きかけ
- ・女性の能力発揮に関する取組事例（女性の登用目標設定、メンター制導入等）について働きかけ、情報交換
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現（短時間勤務制度等柔軟な働き方の確保等）に関する好事例・情報交換

【科学技術の分野等における女性の活躍促進】

- ・女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり
- ・女子学生・生徒の理工系分野への進学促進

【メディアの役割】

- ・メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組
- ・インターネット等における情報の規制等及び利用環境整備の在り方
- ・メディア分野における女性の参画の拡大

【女性に対する暴力の根絶に対する啓発】

- ・女性に対する暴力の根絶に向けた取組について（女性に対する暴力をなくす運動やパープルリボン運動と連携したもの）
- ・女性に対する暴力の予防啓発のための若年層に対する取組について（対等な関係の構築、暴力によらない問題解決の方法等）
- ・配偶者からの暴力の防止と被害者支援の取組について

(2) 事業の主催者として、内閣府・連携会議のほか、以下の組み合わせによる団体等が共同で務めるものであること。

- ① 複数の連携会議構成団体
- ② 連携会議構成団体及び外部の団体
- ③ 単一団体の主催であるが、後援等により他団体との連携協力が見込まれるもの
※ 連携会議構成団体及び傘下組織等の共催、また、傘下組織等同士の共催は、上記①・②に該当せず、単一団体の主催とみなします。

なお、対象団体の決定に当たっては、①、②、③の順で上位に審査材料とします。

(3) 事業において実施するセミナー・シンポジウム等は、当該団体の構成員・関係者だけでなく、広く一般を対象として実施し、また、一般に対し周知・参加呼びかけを行う有効な手段を講じたものであること。

なお、周知・参加呼びかけにおいて、男性の参加を促進するための工夫がなされることが望ましい。

(4) 事業において実施するセミナー・シンポジウム等の実施結果・成果を検証し、テーマに関する参加者の問題意識、事業に対する参加者の評価、今後の改善すべき点を、主催者の協働により事後的に明らかにする体制を有すること。

3. 共催

内閣府、連携会議、地域版男女共同参画推進連携会議

※ 連携会議構成団体の傘下組織や地方支部等が実施することも可。

4. 内閣府にて負担できる経費（目安）

- ・講師・パネリスト等の諸謝金、旅費（内閣府規定による額）
- ・会場借料及び付属設備使用料
- ・印刷製本・梱包発送費（ポスター、チラシ、プログラム、資料等）
- ・運営費（募集受付・管理、当日受付・案内等企画・立案を除く運営業務全般）
- ・雑役務費（速記、要約筆記、手話、託児）
- ・同時・逐次通訳 等

※ 上記経費については、その一部を、共催団体において負担いただくこととなります。

※ 上記経費は目安であり、上記以外で生ずる経費の負担の可否は、個別に調整します。

※ 1件150万円以内程度を目安とします。

5. 採択件数

7件程度を上限とし、提出された企画案・経費負担希望案をもとに、審査を実施・採択しま

す。

なお、状況に応じて追加募集・追加採択を行う場合があります。

6. 事業の流れ（全体）

- (1) 5月16日（木）：募集
- (2) 6月 7日（金）：応募締切（企画案及び経費負担希望案を提出）
- (3) 6月28日（金）頃：審査・採択（実施細目の調整等）
- (4) 7月～ 年度末：企画案等をもとに、内閣府と協議しながら、内閣府が決定した運營業務請負契約業者を通じて、セミナー等を実施
- (5) 年度内：事業実施後、報告書を内閣府に提出
※ 連携会議全体会議等において、事業実施結果を報告いただく場合があります。

7. 対象団体の決定

企画案等の内容、予算額、開催地等を総合的に勘案し、内閣府において審査・決定します。

※ 審査にあたっては、連携会議有識者議員（企画委員）も参加します。

なお、企画案等の提出後、内閣府よりセミナー等の内容や予算等の詳細について、照会を行うことがあります。

8. 問い合わせ先

内閣府男女共同参画局総務課企画担当

TEL：03-5253-2111（内線 83704）

FAX：03-3581-9566